

介護職員初任者研修に関する質問

平成26年2月1日更新

※指定要綱・実施要領に直接掲載している内容に関するご質問に関しては、回答を掲載していません。
 ※求職者支援制度に関するご質問にはお答えできませんので、直接、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構にお問い合わせください。
 ※類似の質問については、項目をまとめる場合や回答を割愛させていただく場合があります。ご了承ください。
 ※一つの質問に対し、項目を分けて掲載している場合があります。
 ※回答は、現時点での考え方を示したものであり、今後変更することもあります。

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
1	別添2-1「学則」の中で「18受講者の個人情報の取扱」の欄がありますが「個人情報保護規定」を策定しなければ申請することができないのでしょうか。	要綱第2条 要領第3の7 別添2-1「記載例」	「個人情報保護規定」は策定していなくても申請は可能です。ただし、受講者の個人情報の取扱については学則に定めて受講生に周知し、適切に取り扱うようにしてください。
2	本校は高等学校であり、修学期間を限度として修学年限とする(P.19)と要領に記載されています。高校は3年間で卒業するので3年かけてゆっくり養成を行ってよいということでしょうか？	要綱第3条 要領第14の2	お見込みのとおりです。ただし、研修期間が長期に渡れば、その間に担当講師の変更やカリキュラムの変更などの弊害が生じることが考えられます。したがって、極力単年度内の適切な一定期間内において修了していただくことが望ましいと考えます。
3	研修責任者や課程編成責任者については無資格の事務職員でも可能でしょうか。	要綱第5条 要領第3の1	資格の有無について、規定は設けていません。しかしながら、指定要綱・実施要領を熟読し、研修事業の趣旨及び内容を十分に理解したうえで、その職責を果たす能力を有する者を適正に配置しなければなりません。
4	研修のための職員配置について、個別に配置が望ましいとなっているがどの程度までは兼務可能でしょうか。	要綱第5条 要領第3の1 別表1	兼務の制限に関する規定は設けていません。したがって、職員の個々の事務処理能力や職責に応じて適正な配置を心掛けてください。 なお、職員の配置状況は情報開示の項目となっており、受講希望者が研修事業者を選択する判断基準となりますのでご注意ください。
5	大阪市内に事務所はありますが、講師手配、添削課題採点などは東京で実施、大阪事務所はスクーリング当日の運営を主に行っています。この役割で大阪指定に必要な「事業所の設置」として認められるでしょうか？	要綱第5条 要領第4の4	受講生への対応を身近で適切に行っていただくため、研修事業の運営は大阪の事業所で実施する必要があります。ただし、東京本社で事務の一部を集約することにより、合理性が図られ、適正かつ円滑に行えるものであれば良いこととします。(この場合、大阪の事業所と東京本社との密接な連携が必要です。) なお、通信課題の添削指導は担当講師が直接行ってください。
6	情報開示は、申請時にはホームページ上に開示していることが必要ですか。	要綱第5条、第6条	指定申請時にすべての項目の情報を公開している必要はありません。なぜなら、本府が当該研修事業の指定を決定しなければ公開できない項目や公開すべきでない項目が含まれるからです。ただし、既存の研修事業者の方は、法人情報など現在でも公開可能な項目については情報開示していることが望ましいと考えています。
8	現在2級課程を実施中です。来年度介護職員初任者研修についても今年度使用した講義・演習室を引き続き利用したく計画したいのですが、来年度改めて『講義・演習室使用承諾書』の取り直しが必要でしょうか。また、講師について、新たに講師履歴書を取り直すことになりますか。	要綱第6条	お見込みのとおりです。 介護職員初任者研修事業者として新たに指定が必要となりますので、指定に係るすべての書類を改めてご提出いただくこととなります
9	通信で実施できる上限は科目ごとに決められています。科目内の各項目については時間配分がありませんが、通信の実施項目はこちらで決めてよいのでしょうか。	要領第2の4、第4の4 別紙3	お見込みのとおりです。 なお、「(9)こころからのだのしくみと生活援助技術」の科目の「⑥～⑭」の項目に関しては、実技演習を必要とするため、通信学習のみでカリキュラムを設定することはできません。

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
10	シラバスは科目名毎に作成でしょうか。それとも項目名ごとですか。	要領第2の4 別添2-2「記載例」	科目毎に項目の詳細を記載してください。 なお、作成については、別添2-2の記載例を参照してください。
11	初任者研修(通信)の申請について 実施地域・受講生の居住地は大阪府在住の方に限定されていますでしょうか。実習は大阪府内と記載がありますが。	要領第3の2、第3の6 別添2-10「記載例」	受講者を大阪府内在住とする規定は設けておりません。ただし、講義・演習場所及び実習を実施する場合の実習場所をすべて大阪府内に限定していることから、受講希望者にはあらかじめそのことを周知していただく必要があります。
12	一人の講師が担当できる科目数について、6項目以内ということですが、6科目ではないのですか。	要領第3の3	6項目以内です。 介護職員初任者研修は10科目39項目で構成されています。したがって、考え方や内容の偏りを防ぐため、1研修あたりに必要な講師数をおおむね7名必要となるよう設定しています。
13	要領第3の指定要件の講師要件で別紙4に定める資格となっています。ただし、要件に定めのないものでも、業績で認められるとありますが、条件等を教えて下さい。	要領第3の3	講師履歴書等を確認した上で個別に判断させていただきます。 当該科目を教授するのに十分な知識と経験を有していることを、免許・資格、取得学位、発表論文、著書又は大学等における活動実績等により、研修事業者自らがその理由を付し証明していただく必要がありますので、免許・資格、取得学位等についてはその写し、発表論文については、その論文が掲載されている学会誌の写し(抜粋)等、大学等における活動実績については、所属する大学等の紀要の写し(抜粋)等を添えて、それぞれの業績と担当しようとする科目(項目)が適合していることを説明する文書を提出してください。
14	講師要件について、『介護福祉士養成施設又は福祉系高等学校の教員』に看護専門学校教員は含まれますか。	要領第3の3	当該要件には含まれません。 番号13に同じ。
15	講義室と演習室は分ける必要がありますか。また演習室には必ず必要物品をすべて置いておかないといけないですか。空き部屋を使用して備品を保管することは可能ですか。	要領第3の4、第3の5	講義室と実技演習室を別々の教室を用意する必要はありません。ただし、同一の教室を利用する場合は、受講者の講義の妨げとならないよう一定の快適な空間を確保するうえで、直ちに使用しない大型の実技演習使用備品などは空き部屋や収納スペースに一時的に保管しておくことが望ましいと考えます。
16	弊社では求職者支援訓練の規定により、初任者研修でも企業実習をしようと考えています。その際、実習日時、時間に上限があるのでしょうか。	要領第4の5	介護職員初任者研修の施設実習に関しては、実施できる科目を限定し、その科目の時間の範囲内を限度としています。詳細は実施要領を参照してください。 なお、求職者支援制度の規定に関することは、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構にご確認ください。
17	講師要件で、看護師等は病院勤務が経験年数に該当しますか。	別紙4	該当します。 看護師に係る講師要件のうち、「看護師又は准看護師の資格を取得した後、5年以上の看護業務の経験を有する者」については、病院勤務が勤務年数に該当します。 なお、「看護師又は准看護師の資格を取得した後、5年以上の在宅・施設福祉サービスでの看護業務の経験を有する者」の在宅・施設福祉サービスには該当しませんのでご注意ください。
18	研修事業の名称は訪問介護員2級課程と同じ名称でいいのでしょうか。	様式第1号「記載例」	現在使用している研修事業名称によります。 「ヘルパー2級研修」等、旧制度の名称を使用している場合は、受講生に誤解を与えないよう名称を変更してください。また、受講生に分かりやすいよう、 <u>研修事業の名称には法人名称を含んでください。</u>

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
19	講師はすべて同法人の職員でないといけないのでしょうか？外部講師でも可能ですか。	別添2-4「記載例」	可能です。 講師の雇用契約の有無や外部講師を招聘することの制限は特に設けていません。
20	スケジュールに関して、項目名ごとに作成していくと2枚になりますがよろしいでしょうか。	別添3-2	特に枚数の制限はありません。また、他の様式についても複数枚にまたがる場合が考えられますが、特に制限は設けておりません。
22	受付条件に直近1年の実績が必要と説明がありましたが、うちは労政課の委託事業のみを開講してましたので平成23年8月以降は実績がありません。新規事業者として申請すれば受付られるのですか	要綱第5条、第6条	養成研修事業に限定するものではなく、申請者(法人・個人事業主)が行っているすべての活動実績の有無について、直近の決算報告書など申請書類から審査・判断します。
23	公表すべき法人財務情報は法人本体のものでしょうか、研修事業部門のみのものでしょうか	要綱第5条、第6条 別表1 要領第3の8	法人本体のもので。 指定申請時に本府に提出いただくものをそのまま開示してください。 なお、子会社を支配下に置く法人は、連結決算書をご提出ください。
24	補講については、「自らにおいて、実施することを原則とする。」とあるが、年2回等の実施を予定しており、ア・イいずれの方法も困難な場合、いままでどおり「他の府指定事業者の研修で補講を受ける」ことは可能か？	要綱第5条 要領第4の8	できません。 要綱第5条第1項第6号により、指定の要件として、「毎事業年度ごとに1回以上研修が実施でき、かつ自らが補講を実施できる体制を整えていること。」と定めています。
25	介護職員初任者研修の指定申請を行う時点で一つの事業として法人の定款への記載は必要でしょうか？	要綱第6条	定款は、会社の組織・活動を定めた根本規則ですので、記載は必ず必要です。 定款への記載の一例として、「介護保険法に基づく人材育成のための養成研修事業」、「介護・福祉に従事する介護員等の教育・研修及び養成事業」などが望ましいと考えます。
26	「健康状態について留意するとともに、必要な措置を講じるとは」ということを指すのか？例えば、受講にあたっての健康診断の実施、持病の有無の把握は必要か？その結果受講の拒否が必要か？	要領第2の2 別紙1 別添2-1	① 通学時における教室への入室の際に、受講生や講師に対し、うがい・手洗い(アルコール消毒)を徹底して実践させることや適宜教室内の換気を行うなど、風邪やインフルエンザ等の感染症の予防に努めてください。また、必要に応じてマスク着用を義務づけるなどの飛散防止措置を心掛けてください。 ② 実習を実施する際には、受入れ施設への感染症の持ち込みは、施設利用者の生命に係わることから、研修事業者の最低限の責務として健康診断を取り入れるなどの措置を講じ、安全対策に万全を期してください。 ③ 受講拒否の可否について 研修機関が開示すべき情報の内訳(別紙1)や学則(別添2-1)に記載する研修事業者としての御社の理念(開講の目的)、受講資格及びその他重要事項説明書などから、適切にご判断ください。
27	指定申請を提出後、許認可が出る前に受講生の募集を行う事は可能でしょうか？受講生募集に関する決まり事がありましたら、お教えいただきたく思います。	要領第2の2	できません。 要領第2の2の(10)のとおり
28	「1人の講師が担当できる項目数」とは、実施要領別紙4において示すところの、()つき数字の部分(科目番号・科目名)をさすのか、丸つき数字の部分(項目番号・項目名)をさすのか、いずれかご教示ください。	要領第2の4、第3の3 別紙4	丸つき数字で表記している「項目数」です。 番号12に同じ。
29	一人の講師が担当できる項目数は6項目以内の件ですが、修了評価はその6項目の1つになりますか？一人の講師が6項目+修了評価担当をする事は可能でしょうか？	要領第2の3 別紙1 別添3-1「記載例」	可能です。 修了評価は「項目」ではありませんので、項目制限の対象ではありません。したがって、ご質問のとおり、一人の講師が6項目+修了評価担当をする事は問題ありません。

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
30	HPでの情報公開について、介護施設等で勤務している非常勤講師についても掲載は必須なのでしょうか。	要領第3の8 別表1 別添2-3「記載例」	ご質問の内容が、介護施設等で介護職員として勤務している方を、当該研修事業の講師として招き、非常勤講師として採用又は契約した場合のことを意味されているのであれば、情報開示の対象となります。
31	「非常勤講師の採用について」主たる従事先の介護施設では就業規則で兼務禁止規定があります。ただし、管理職判断で「職員育成のため」と黙認いただいている場合がほとんどです。HPで公開となると、辞退される方が多くおられる可能性が高いです。	要領第3の8 別表1	就業規則違反になりますので、法令法規を厳守してください。
32	6.修了評価について 「修了評価課題」について、外部委託は可能か？	要領第4の6	「修了評価の課題、模範的な解答、採点する基準及び合格とする基準の作成・監修は、修了評価者があたること。」と規定しています。したがって、外部に委託する場合であっても、作成にあつては独自性を担保する意味合いから必ず監修を行ってください。
33	講師要件について。(2)介護における尊厳 人権啓発のAの学識経験者はどのような経験があれば要件を満たすのですか。	別紙4	一般的には、日頃より人権問題や啓発活動に取り組んでいる、学問上の知識と高い見識を持ち、その分野に精通している経験豊かな方と考えています。講師履歴書等を確認した上で個別に判断します。番号13に同じ。
34	項目名、人権啓発に係る基礎知識の講師要件で、学識経験者とありますが、現在ヘルパー2級で同一名の科目を教えている教員は、学識経験者と考えても良いのでしょうか？	別紙4	現行の訪問介護員養成研修において「人権啓発に係る基礎知識」の担当講師と認定する際に、その方の経歴等から講師要件を満たすこと確認していますので、そのまま当該初任者研修の講師として教授していただくことは可能と考えます。ただし、ご質問にある「現在ヘルパー研修2級で同一名の科目を教えている教員」が、直ちに「学識経験者」であるかとの判断はいたしかねます。
35	講師要件で、当該科目を現に教授している…とあるが、旧カリキュラムでの教授科目との科目の読み替えはありますか？	別紙4	ありません。番号13に同じ。
36	講師要件として示されている実務経験は、「開講時点」で満たす見込みであればよく、「申請時点」で満たしていなくても構わないとの理解すればよろしいでしょうか。	別紙4	講師履歴書の記載日をもって判断するものと考えています。
37	別紙4で示されている講師要件について、「相談支援専門員」には、介護福祉士及び施設での生活相談員(通所介護)の両方の資格を持つ者も含むのでしょうか。	別紙4	相談支援専門員とは、障がい福祉分野の「指定一般相談支援事業所」、「指定特定相談支援事業所」、「指定障がい児相談支援事業所」、「指定重度障がい者等包括支援事業所」で、サービス全般にかかる相談、サービス利用計画の作成に関する業務などに従事する者で、特定の研修を修了した者をいいます。
38	講師履歴の写真の添付について 免許申請の写真撮影用しか認めてないのでしょうか？ 画像を取り込むのはいけないのでしょうか？	別添2-4	運転免許証やパスポート更新用の経費のかさむものは必要ありません。上半身、正面、無帽状態で6ヶ月以内に撮影されたものであり、顔の認識ができる状態のものであれば良いものと考えます。ただし、すぐに劣化や変色するようなポラロイド写真のようなものは避けてください。

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
41	現在、訪問介護員養成研修2級課程の指定を受けていますが、平成24年度末を以って大阪府への事業廃止届の提出は必要でしょうか？	旧制度に関する事	必要です。 現時点において、本年度の開講の計画がないのであれば、直ちに現行制度の規定に従って事業廃止届を速やかに本府あて提出してください。 未処理の状態でご当研修事業の指定申請を行おうとした場合、「平成23年12月2日付け地福第1976号(地域福祉課ホームページに掲載)」のとおり、新規指定申請を受理しない場合もありますので、ご了承ください。
42	4月開講で通信を外部委託で考えています。通信業者の認可は早くても1月なので4月開講は無理だと思います。通学で認可申請をして、業者が認可を受けた時点で通信課程を追加しても良いですか？	要綱第2条	事業計画を再検討してください。 指定要綱及び実施要領を熟読のうえ、適切にお手続きください。
43	「演習に必要な備品等が確保されていること」とあるが、これは自組織においてすべて確保しなければいけないのか、あるいは、演習の一部を委託した際、演習委託先に確保されていればよいのでしょうか。	要綱第5条 要領第2の6、第3の5	大阪府及び府内市町村が実施主体である場合並びに通信添削業務以外は、委託行為自体を認めていません。したがって、演習に必要な備品は、研修事業者自らが購入又はレンタル等の方法により必ず確保しなければなりません。
44	講座実施時のスケジュール(時間割)は、申請時に提出した公表資料のものから変更することは可能でしょうか(講師の都合による時間・順序変更等)	要綱第6条 別添3-2	やむを得ない場合に限り、変更は可能です。
45	講師一人が担当できる科目数について質問です。 一人6項目となっていますが、その中には修了評価も科目数としてカウントされるのでしょうか。	要領第2の3 別紙1 別添3-1「記載例」	含まれません。 番号29に同じ。
46	「講義と演習を一体的に実施すること」とあるが、講義と演習の時間配分は実施者の裁量で決めてよいということでしょうか。	要領第2の4、第4の3	お見込みのとおりです。 作成いただくシラバスに沿って、適正に実施してください。
47	講師の6項目制限については、補講を含みませんか？また、講習で助手をつけていても、補講は一人で行ってもよいですか？(多くても5名以内で補講を行う予定です)	要領第3の3、第4の8	講師が1研修あたりに担当できる項目の制限には、補講は含みません。 補講の実施にあたっては、実施要領第4の8に従って、適切に実施してください。
48	講師情報ですが、申請した先生方全員の情報を掲載しますか？急なご病気等に備え、予備の先生も申請しようと思っておりますが、情報として掲載されているのに、ご担当されない方が出てくるのですが……。	要領第3の3 別表1	講師登録した情報は、すべてその内容を開示してください。緊急の場合に備えて登録する講師も同様です。 なお、講師登録は、要領第3の3(3)のとおり、定期的に見直しを行ってください。
49	人権啓発の基礎知識の講師について、介護福祉士養成施設等の教員等の要件において、ホームヘルパー講座を担当していた講師が、引続き「初任者研修」の当該項目を担当することは可能でしょうか。	要領第3の3 別紙4	可能と考えています。 番号34に同じ。 (補足) 介護福祉士養成施設等の教員等の要件において、ホームヘルパー講座を担当していた講師については、Q&A34における学識経験者の要件と同様に、その方の経歴等から初任者研修の講師要件を満たすこと確認できれば、(初任者研修の)講師として登録することが可能であり、「現在ヘルパー研修2級で同一名の科目を教えている教員」が、直ちに「学識経験者」とあるとの判断はいたしかねるという趣旨です。

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
51	<p>情報開示について、決算報告書の「勘定科目内訳明細書」をHP上で公開とあります。弊社では介護員養成研修のほか塾も経営しています。明細書となると「個人名」まで出すことになり、ご迷惑をかける恐れがあります。この点につきまして「可能な限り公表」等、ご配慮いただけませんか。</p>	別紙1	<p>財務状況に関する届出書類を簡素化するため、当該取り扱いを見直しました。</p> <p>(旧)指定申請時に以下の書類を提出 ・貸借対照表(財産目録) ・損益計算書 ・個別注記表 ・株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表 ・勘定科目内訳明細書</p> <p>↓</p> <p>(新)指定申請時に以下の書類を提出 ・貸借対照表(財産目録) ・損益計算書 ・個別注記表 (いずれも直近年度のもの)</p>
54	<p>補講が必要な状況になった場合、講師資格がある者をその時点で追加登録することは可能でしょうか？ 補講の講師は、正規の講義を担当した者でなければいけませんか。</p>	要綱第2条 要領第4の8	<p>認められません。 補講は必ず生じるものとして、事前に適正な研修体制を整えてください。 補講を担当する講師は、本府に届け出を行った講師一覧表の中から、講師の日程などを考慮し適切に選定してください。</p>
55	<p>補講については「自らにおいて実施することを原則とする」と定めていて、いままでどおり「他の府指定事業者の研修で補講を受ける」ことはできないとの回答があったがどういった場合に「原則」外とすることが可能か？</p>	要綱第5条 要領第4の8	<p>今回の所要の規定の見直しにより、受講生の利益確保の観点から、補講は研修事業者自らが実施し、完遂していただくことにしました。したがって、自らが補講を実施しないことは、研修事業者としての責務が果たされない状態であり、法人組織が解散した場合や指定取消になった場合などが考えられます。</p>
56	<p>府・各市町村からの委託、求職者訓練の委託、高卒生支援プロジェクト事業の教育部門の委託等の場合は、各委託ごとに学則が必要か一括掲載でいいのでしょうか。</p>	要領第2の7 別添2-1	<p>学則は情報開示の対象であることから、受講希望者が御社のホームページから閲覧するものです。したがって、受講希望者が見やすく、かつ分かりやすいものを作成していただくよう努めてください。</p>
57	<p>補助講師の選定について講師一覧に記載があれば、該当科目・項目の講師要件に合わない者でも担当可能であるのか。</p>	要領第3の3 別添3-1「記載例」	<p>可能です。 補助講師は、正規の担当講師の指示に従って、実技演習を円滑に実施できるよう補佐していただく方と考えています。したがって、当該科目・項目の講師要件を満たすこととは、特に設けないこととしました。</p>
58	<p>実技演習に使用する物品等のうち、「簡易浴槽等」は特殊浴槽も含めてよろしいでしょうか。</p>	要領第3の5 別紙2 別紙5	<p>問題ありません。 なお、特殊浴槽は高価なことから設備が整った介護施設等でなければ設置されていないことを踏まえ、特殊浴槽を一般浴槽や簡易浴槽に見立てるなどの創意工夫をもって実技演習に有効活用してください。</p>

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
59	公表すべき情報として、「勘定科目内訳明細書」が示されています。この明細書では、1)地代家賃などの内訳書(個別明細)が必要かどうか、2)全ての科目が必要かどうか、の2点をご教示いただけますと幸いです。	要領第3の8 別表1	<p>財務状況に関する届出書類を簡素化するため、当該取り扱いを見直しました。</p> <p>(旧)指定申請時に以下の書類を提出 ・貸借対照表(財産目録) ・損益計算書 ・個別注記表 ・株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表 ・勘定科目内訳明細書</p> <p>↓</p> <p>(新)指定申請時に以下の書類を提出 ・貸借対照表(財産目録) ・損益計算書 ・個別注記表 (いずれも直近年度のもの)</p>
60	質問51の回答に対する質問です。当法人の「勘定科目明細書」は大量(厚さ4cm)で且つ内容にも多量の個人情報が含まれます。それでも開示しなくてはなりませんか。	別紙1	<p>財務状況に関する届出書類を簡素化するため、当該取り扱いを見直しました。</p> <p>(旧)指定申請時に以下の書類を提出 ・貸借対照表(財産目録) ・損益計算書 ・個別注記表 ・株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表 ・勘定科目内訳明細書</p> <p>↓</p> <p>(新)指定申請時に以下の書類を提出 ・貸借対照表(財産目録) ・損益計算書 ・個別注記表 (いずれも直近年度のもの)</p>
61	講師要件で、看護師やに関しては、資格を取得した後という表現になっていますが、介護福祉士は、5年以上の実務経験があれば、取得直後の者でも講師になれるのでしょうか？	別紙4	<p>項目により異なります。</p> <p>「(9)こころからだのしくみと生活支援技術(75時間)」の科目の各項目は、「介護福祉士の資格取得後、5年以上の介護業務の経験を有する者」としています。</p>
62	申請添付の学則は初任者研修の学則ですが、HPIに公開する研修機関情報の学則は、専門学校の学則を掲載するのか、初任者研修の学則を記載するのか、どちらでしょうか。	別添1-5 別添2-1	<p>研修事業者として、この研修の事業運営に関わる規則や取扱いを明記したものを学則に示し情報開示していただくものですから、当然ながら介護職員初任者研修事業の学則となります。</p>
63	現在、定款には「訪問介護員養成研修事業」で登録しておりますが、申請時はこの名称で可能でしょうか。定款の名称変更が必要ならば、定款変更は理事会の承認が必要で、申請時には、変更予定で申請が可能でしょうか。	<p>「介護保険法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」(平成24年3月2日老発0302第4号厚生労働省老健局長通知)</p> <p>「介護員養成研修の取扱細則について(介護職員初任者研修関係)」(平成24年3月28日老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知)</p>	<p>① 介護職員初任者研修は、「訪問介護事業に従事しようとする者若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事する者」を対象としています。また、介護保険法施行規則を始めとする関係法令等からも「訪問介護員養成研修」の名称がなくなることから、好ましくないと考えています。</p> <p>② 今般の改正については、従前より情報提供させていただいていたところですが、御社の社内規定に従って、内部の所要の手続きを済ませたうえで、適正にご申請ください。番号25に同じ。</p>

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
64	講師履歴書の件 通信添削業務を委託する場合は委託契約書の写しを提出しますが、添削講師の履歴書は受託業者が提出している のでヘルパー2級課程同様に省略できますか？	要綱第6条	お見込みのとおりです。
65	演習使用物品等一覧の演習内容は全てカリキュラムに組み入れる必要がありますか？ 演習使用物品等一覧の演習内容と各項目の相関関係は各自で判断するのでしょうか？	要領第2の4、第4の2 別紙2 別紙5 別添2-2	演習使用物品等一覧に記載している演習内容は、「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」(別紙2)の「各科目の到達目標、評価、内容」に示したものを掲げています。 研修は、「介護職員初任者研修における目標、評価の指針」(別紙2)に基づき、研修事業者自らが作成したシラバスによって適正に実施していただくことになります。
66	講義・演習室について、別法人(関連会社)が契約している物件を転借契約として届け出および使用することは可能でしょうか。	要領第3の4	可能です。
67	通信課題について ●各科目の問題数は決められていますか ●通信方法について 課題、記述式どちらでもよいのでしょうか	要領第4の4 別紙2 別添2-10	実施要領第4の4(2)で、「通信学習を実施する項目については、シラバスに規定した各項目の通信学習に充てる時間数を勘案したレポート等の課題を作成すること。」としており、具体的な問題数は規定していません。また、通信学習課題の種別についても同様で、研修事業者の適切なお判断に委ねております。 なお、通信学習実施計画書は情報開示の項目となっており、受講希望者が研修事業者を選択する判断基準となりますのでご注意ください。
68	通信課題の問題数、記述問題などの出題形式に制約は本当に無いのか	要領第4の4 別紙2 別添2-10	ありません。 番号67に同じ。
69	通信学習課題の提出されたレポートは、当該項目の担当講師が直接添削指導を行いますが、採点(添削)は他講師の実施でも良いのか？	要領第4の4	マークシートなどの設備を導入している研修事業者もおられるかと思いますが、単純な採点作業は他の講師や機械作業で実施していただいても構いませんが、最終的に担当講師は添削指導を行うことから、その採点結果について全責任を負わなければなりません。
70	振替補講は同時期に開講している別の研修で行うこととなっているが、それ以降の研修でも開講が確定している場合は振替補講を行ってもよいのか？	要領第4の8	同時期とは、開講月が同じものや研修期間が重なっているものを想定しています。受講生が滞りなく速やかに研修を修了できるよう、ご配慮ください。
72	実績報告は研修終了後60日以内ですが、6ヶ月の期間でカリキュラムを組んだ場合、補講の兼ね合いで閉講式の時点で修了できない受講生が発生する可能性も考え、修業年限を8ヶ月に設定しておいた方が良いですか	要綱第3条 要領第11	御社の研修形態や補講体制に合わせ、適切な修了年限を設定してください。
73	研修の収支予算書及び今後2年間の財政計画書について 大阪府と他県で研修を実施する場合、収支予算書は個別で、財政計画書は合算したもので良いのでしょうか	要綱第6条	問題ありません。
74	科目の免除について 科目免除はしなくても良いのですか	要領第2の2、第4の7	お見込みのとおりです。ただし、介護等の実務経験を1年以上有する受講希望者の方には不利益となることから、後々のトラブルを避けるため、学則及び重要事項説明書等において、御社で実施する研修事業では科目免除しない旨を正しく明記したうえで、その説明を十分に行い、あらかじめ受講希望者の同意を得なければなりません。

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
75	委託を受けて研修を実施する場合、一般応募でなくてもカリキュラム(スケジュール)をHP上に公開する必要がありますか。	要領第3の8 別表1 別添3-2	そのとおりです。 公共機関からの委託事業や求職者支援制度等の助成金事業であるか否かに関わらず、すべての研修について、そのカリキュラム(スケジュール)の開示を求めています。
77	補講について 通学学習用のカリキュラムを組んだ場合でも、レポートによる補講が可能ですか	要領第4の8	要領第4の8(4)③の範囲内で可能です。
78	研修期間と修了年限がイコールでない場合、欠席者の補講及び修了評価不合格者の再評価は、カリキュラムで組んだ研修期間内に終わらせなければなりませんか？それとも設定した修了年限内であれば構わないのですか？	要領第4の8	欠席により補講が必要な者や修了評価試験が不合格であったため再評価を要する者については、研修事業者として速やかにその対応を行う必要があります。むやみに修了日が遅れるようなことになっては受講生にとって望ましいものではありません。 研修の実施にあたっては、補講や再評価が生じることを想定のうえ、予備日を設けるなどの措置を講じ、あらかじめ適切な研修日程(期間)を設定してください。
79	現在訪問介護員養成講習の事業者指定を受け開講中です。来年度は初任者研修課程を開講予定ですが、事業者指定申請を行なう前に、訪問介護員養成課程、様式8号(第16条関係)にて事業廃止届けは必要ですか？上記の場合、『廃止の理由』欄は『法律改正による』等理由でよろしいですか？また事業廃止届の届け出るタイミングはいつごろが適切ですか？	現行制度に関すること	今年度中に計画している訪問介護員養成研修がすべて終了し、かつ実績報告書の提出が完了した段階で事業廃止届を提出してください。ただし、1年間を通じて研修を実施し、平成25年3月末を迎えるものについては、あらかじめ事業廃止届の提出の必要はありません。 今年度中に研修の実施予定がない場合は「番号41」の回答のとおりです。
80	「人権に関する基礎知識」は、修了評価の後、閉講式の日に行っても良いのですか？	要領第4の2 要領第4の6 別紙1 別紙2 別添3-2	認められません。 「人権啓発に係る基礎知識」は、当該研修科目の中の一つの項目です。 要領第4の6(9)において、「修了評価は、全科目を修了した者に対して1時間以上の筆記試験により実施すること。」と規定しております。
81	通信学習に充てる時間数を勘案したレポート・・・と有りますが、どのように勘案したらいいのですか？	要領第2の1、第2の4、第3の1、第4の2、第4の4 別紙2 別紙3	研修事業者として、研修責任者、課程編成責任者及び各担当講師などが協力して、受講生が研修修了後に”介護サービスの質の向上に資する介護員としての業務を遂行する上で、相当の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができる”優秀な人材を育てていただかなければなりません。 受講生が研修修了時に別紙2の「修了時の評価ポイント」に示した水準に到達できるよう、御社社内においてテキスト等の学習教材などから検討を重ねていただき、自宅学習に必要な時間設定やその設定した時間内に受講生が習得すべき学習内容を正しく配分し、受講生の立場に立って適切な通信学習課題を作成していただくよう努めてください。
82	損益計算書は中小企業会社法でも開示を求められませんが、開示は要約版で良いのでしょうか。また、勘定科目内訳明細書は取引銀行等全ての情報が記載されていますが、どの程度開示すれば良いのでしょうか。	要綱第6条 要領第3の8 別表1 別添1-5	貸借対照表と損益計算書は要約版でも結構です。 勘定科目内訳明細書については、財務状況に関する届出書類を簡素化するため、当該取り扱いを見直しました。 (旧)指定申請時に以下の書類を提出 ・貸借対照表(財産目録) ・損益計算書 ・株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表 ・勘定科目内訳明細書 ↓ (新)指定申請時に以下の書類を提出 ・貸借対照表(財産目録) ・損益計算書 ・個別注記表 (いずれも直近年度のもの)

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
83	「資産の状況を示す書類」として、様式第1号で、株式会社の場合、「会社法に係る事業報告書」の提出が求められているが、当社は非公開会社のため、当該事業報告書を作成していない。この場合、提出は必須か。	要綱第6条 様式第1号	必要です。 会社法第435条第2項では、「株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。」と規定しています。 なお、会社法施行規則第118条には、すべて(公開・非公開会社問わず)の株式会社が事業報告書に記載すべき内容が示されています。
84	初任者研修で講師を予定している方の経歴が、看護師資格を所持し、介護保険制度開始前に保健師として現在の訪問看護や介護支援専門員にあたる業務に5年以上従事していた場合、講師要件に該当しますか？	要領第3の3、第4の3 別紙4	判断いたしかねます。 実施要領第4の3(3)に記載のとおり、研修事業者は、講師について、研修事業の趣旨を理解し、講義・演習を適切に行うことができる者を選任してください。 「番号13」を参照。
85	補講を行う場合は、介護員養成研修(介護職員基礎研修課程・訪問介護員養成研修2級課程)で規定のあった項目数の上限設定はないのでしょうか。もし、ない場合には学則で定めても良いのでしょうか。	要領第4の8 「大阪府介護員養成研修事業者指定要綱の改正及び大阪府介護職員初任者研修事業実施要領の策定について(平成24年10月30日地福第1779-3号大阪府福祉部地域福祉推進室長通知)」	お見込みのとおりです。 平成24年10月30日付け地福第1779-3号「大阪府介護員養成研修事業者指定要綱の改正及び大阪府介護職員初任者研修事業実施要領の策定について(通知)」の別紙2の「11 補講」で周知しましたとおり、補講の上限規定を撤廃しましたので、研修事業者自らの学則で適正と思われる上限値を任意に設定してください。
86	看護師の資格を有し、5年以上訪問介護の業務の経験を有する者は講師要件を満たしているといえるでしょうか。	別紙4	満たしていません。 看護師及び准看護師の資格を有する者については「在宅・施設福祉サービスでの看護業務の経験を有する者」又は「看護業務の経験を有する者」としています。したがって、ご質問にある「看護師資格をもって介護業務に従事した経験」は、講師要件を満たしているとはいえません。
87	①研修期間を3ヶ月とし、初任者研修の法定科目以外に科目設定をしますが、そのシラバス、講師履歴書は必要ですか。 ②研修期間を3ヶ月とし、初任者研修の法定科目以外に科目設定をしますが、その中で施設実習を組むことは可能でしょうか。		「大阪府介護職員初任者研修事業実施要領」別紙1に定める大阪府介護職員初任者研修事業の科目及び項目以外に、御社が任意に設定する独自の学習教科について、本府が関知するものではありません。したがって、その学習教科に関する書類を本府にご提出いただく必要はありません。 御社の社内規定に基づいて実施いただくか若しくは当該学習教科を所管する監督機関の指示に従って実施してください。
88	講師要件について。「当該科目を現に教授している介護福祉士養成施設又は…の教員」は福祉専門学校の介護技術講習の非常勤講師は当てはまるでしょうか？	別紙4	当てはまりません。 ご質問にある講師要件の文言の「当該科目」とは、介護福祉士養成課程の教育カリキュラムを指すものです。したがって、介護福祉士の国家試験の受験する者が実技試験の免除を受けるために行われる「介護技術講習会」は想定していません。 「番号13」を参照。
89	医療系専門学校での講義の一環としており、一般募集はしておりません。そのため公表必須でも記載できない部分があるのですが、一部項目を記載しないことは可能でしょうか。(「費用」「申し込み・資料請求先」など)	別表1 別添1-5 別添2-1	ご質問の例によるものであれば、何も記載しないのではなく、例えば、 ○費用:(例1)授業料に含む(ただし、○○に係る経費は自己負担とする。) (例2)テキスト代○円のみ徴収 ○申込・資料請求先:(例1)担当窓口:学生課○○係まで (例2)授業カリキュラムに含まれるため無し のような記載でよいと考えます。

番号	質問内容	要綱・要領等	回答(現時点での考え方)
90	「人権啓発に係る基礎知識」について、「人権啓発を行う団体」とは、どのような団体ですか。	別紙4	定款、寄付行為や団体の規約等において、事業の目的中に、「人権啓発を行う」旨の記載が確認できる団体であることや、事業実績報告書において、継続的に人権啓発に関する事業を行っていることが確認できる団体を原則とします。
91	「直近1事業年度以上の活動実績を有し、かつ、その活動実績を証明する証拠書類の提出が可能なこと。」とありますが、事業年度が1年間に満たない場合の取扱いはどのようなになるのでしょうか。	要綱第5条(7)	申請される法人の活動内容及び実績を審査するために必要ですので、概ね1年間程度の活動内容及びその実績がわかる資料(=直近の決算書)の添付をお願いしています。
92	「通信学習課題のレポートの評価結果一覧表」について、1回につき複数の科目・項目が含まれていますが、担当講師の署名やレポート得点欄など、どのように記載すればよいのでしょうか。	別添4-4	署名欄については、添削指導を行った全ての講師の署名が必要となり、レポート得点欄につきましては、科目ごとや事業者において作成された通信学習実施計画書に基づき作成された配布回数ごとなど、実施状況に合わせて欄を編集していただくことや、複数枚に分けて報告いただくことも可能です。
93	通信学習の添削業務を委託しているが、レポートへの担当講師の署名、添削指導日は委託事業者の講師が行うのですか。	要領第4の4	通信学習の方法における委託業務については、あくまで、添削業務のみであり、評価結果については委託元の事業者の責任において決定することになります。したがって、委託先の講師による署名等は不可となります。